平成２２年（フ）第７６３６号
東京都大田区西蒲田３丁目17―18
債務者　林　　正文
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６４０号
東京都江東区塩浜２丁目５―25―304
債務者　神野　理香
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６４２号
東京都目黒区中根２丁目17―24―203
債務者　松田　和子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６４３号
東京都世田谷区弦巻１丁目45―15　第二佐伯荘203
債務者　樋口　正子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６４４号
東京都新宿区大久保３丁目９－５―1007
債務者　今村文子こと　高　　文子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６４５号
東京都中野区野方１丁目28―13―203
債務者　中村　修士
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６４６号
千葉県松戸市常盤平７丁目２－２－２―204
債務者　森　　秀好
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６４７号
東京都墨田区横網２―13―２―404、住民票上の住所千葉県館山市船形868
債務者　渡邉　　到
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６４９号
東京都渋谷区代々木５丁目14―３―303　上田方
債務者　下薗　直子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６５２号
東京都福生市大字熊川95―1326
債務者　佐々木榮子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６５９号
東京都大田区南久が原２丁目22―４―203　打越方
債務者　大場　康利
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６６４号
東京都江戸川区東葛西８丁目30―11―701
債務者　佐藤ひとみ
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６６５号
東京都北区赤羽１丁目66―５―401
債務者　野治　友廣
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６６７号
神奈川県横浜市戸塚区柏尾町757―15―305
債務者　山中　文男
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６６８号
東京都北区王子４丁目12―４
債務者　大山　恵美
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６６９号
埼玉県八潮市中央２丁目５－１―303
債務者　菊地かおる
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部